

国立大学法人東京医科歯科大学内部監査規則

平成17年12月1日
規則第25号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における内部監査（以下「監査」という。）に関する基本的事項を定め、監査の円滑かつ効率的な運営を行うため、監査の実施に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 監査は、本学の会計処理の適正を期するとともに、業務の合理的かつ効率的な運営に資することを目的とする。

(監査の種類)

第3条 監査の種類は、次のとおりとする。

(1) 業務監査

業務活動が法令並びに本学の方針、計画及び諸規則に基づいて正しく、合理的かつ効率的に行われているかについての監査

(2) 会計監査

会計処理の適否、会計記録の正否及び財産保全状況の適否等についての監査

(監査の区分)

第4条 監査の区分は、次のとおりとする。

(1) 定期監査

第10条に規定する監査計画に基づき定期的を実施する監査

(2) 臨時監査

必要に応じて臨時に実施する監査

(担当部署)

第5条 監査の担当部署は監査室とする。

(監査の担当者)

第6条 監査は、監査室長が監査責任者となり、監査室所属の職員が監査担当者としてこれを実施するものとする。ただし、業務上特に必要があるときは、監査室所属以外の職員に監査担当者を命じることができる。

2 前項ただし書の職員は、本学の職員のうちから学長が任命する。

(監査責任者等の権限)

第7条 監査責任者及び監査担当者（以下「監査責任者等」という。）は、監査を受ける役員（学長及び監事を除く。）及び職員（以下「被監査役職員」という。）に対し、監査への立会い、監査に必要な資料等の提出、事実の説明、その他必要事項の報告等を求

めることができる。

2 被監査役職員は、前項の求めに対し、正当な理由なく拒否することができない。

(遵守事項)

第8条 監査責任者等は、次の諸事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査の実施に当たり、公正かつ不偏な態度を保持するとともに、すべて事実に基づいて監査を実施しなければならない。
- (2) 職務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏洩してはならない。
- (3) 監査の実施に当たり、被監査部署における業務の遂行を著しく阻害することのないよう努めなければならない。
- (4) 監査の実施に当たり、被監査部署の業務に関して、指示・命令をしてはならない。

(他の監査機関との関係)

第9条 監査室は、監事及び会計監査人と連携を保ち、監査効率の向上に努めなければならない。

第2章 監査の計画と実施

(監査計画の作成)

第10条 監査室長は、当該事業年度ごとに監査計画を作成し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、監査計画を監事に提出しなければならない。

(監査の通知)

第11条 監査室長は、監査を実施しようとするときは、事前に被監査部署の長に監査通知書をもって通知するものとする。ただし、臨時監査については、事前に通知することなく監査を実施することができる。

(監査の実施)

第12条 監査は、監査計画に基づき、実施する。ただし、緊急やむを得ない場合には、学長の承認を得てこれを変更して実施することができる。

- 2 被監査役職員は、監査の実施に協力しなければならない。
- 3 監事は、監査に立ち会うことができる。

(監査の方法)

第13条 監査の方法は、次のとおりとする。

(1) 実地監査

監査責任者等が被監査部署に赴き、被監査役職員の立会いのもとに、実査、突合、質問、確認等の方法により、監査を実施する。

(2) 書面監査

監査責任者等が被監査役職員に対し、監査の実施に必要な議事録、帳簿等の提出、資料の作成等を求め、それらの突合、質問、確認等の方法により、監査を実施する。

2 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、状況によっては書面監査により行うことができる。

(監査終了後の意見交換)

第14条 監査責任者等は、監査終了後、結果の説明及び問題点等の確認のため、被監査役職員と意見交換を行うものとする。

(監査調書の作成)

第15条 監査担当者は、監査の結果得られた事実の記録及び証拠資料等、関連する諸資料を整理した監査調書を作成し、監査室長に提出しなければならない。

第3章 監査の報告と措置

(監査結果報告書の作成)

第16条 監査室長は、監査調書その他の資料に基づき、監査結果報告書を作成するものとする。

(助言、提言、勧告等)

第17条 監査室長は、監査結果報告書に被監査部署における業務の遂行について助言、提言、勧告等を付記することができる。

(監査結果の報告)

第18条 監査室長は、監査結果報告書により、監査結果を学長及び被監査部署の長に報告するものとする。

2 監査室長は、監査中であっても、重大な瑕疵、不正等を発見したときは、直ちに書面又は口頭で学長に報告しなければならない。

3 学長は、監査結果報告書を監事に提出しなければならない。また、必要に応じて役員会等に報告するものとする。

(改善の命令)

第19条 学長は、監査結果の報告を受け、被監査部署の業務について改善の必要があると認めた場合、その長に対し、改善命令書によりこれを命じるものとする。

(改善計画書の提出)

第20条 学長から改善の命令を受けた被監査部署の長は、速やかに改善計画書を作成し、監査室長を通じて学長に提出しなければならない。

2 監査室長は、改善計画の実施状況及びその結果を調査し、学長に報告するものとする。

第4章 その他

(監査関係書類の保管)

第21条 監査関係の書類は、監査室において保管するものとし、学長の承認なしに他に開示してはならない。

(雑則)

第22条 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が交付を行う科学研究費補助金に関する監査については、別に定める国立大学法人東京医科歯科大学科学研究費補助金内部監査規則(平成16年規則第79号)による。

2 この規則に定めるもののほか、内部監査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。